

宇都宮市公文書等管理条例案について（概要）

1 制定の理由

市民共有の知的財産である公文書等の管理に関する基本的事項を定め、公文書の適正な管理、歴史公文書の適切な保存及び利用等を図ることにより、市の諸活動を現在及び将来の市民に説明する責務が全うされるようにしようとするもの

2 条例の概要

市民共有の知的資源である公文書の重要性を明確化し、公文書の管理に係る職員の責任意識・規範性をより一層高めるとともに、歴史資料として重要な公文書を永久に保存し、将来にわたって市民が利用する権利の保障を規定する条例を制定する。

(1) 定義（第 2 条関係）

- ・ 実施機関 市長、消防長、上下水道事業管理者、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、公平委員会、固定資産評価審査委員会及び議会
- ・ 歴史公文書 公文書その他の文書のうち、歴史資料として重要な文書として、市長が別に定める基準に適合するもの
- ・ 特定歴史公文書 歴史公文書のうち、次に掲げるもの
 - ア 公文書としての保存期間満了後、市長が引き続き保存するもの及び市長に移管されたもの
 - イ 法人その他の団体又は個人から市長に寄贈され、又は寄託されたもの

(2) 公文書ファイル管理簿（第 7 条関係）

公文書ファイル等の管理を適切に行うため、目録を作成し、一般の閲覧に供するものとする。

(3) 保存期間が満了したときの措置（第 8 条関係）

保存期間が満了した公文書ファイル等について、特定歴史公文書として引き続き保存し、又は廃棄しなければならないこととする。

(4) 特定歴史公文書の保存等（第13条関係）

劣化が著しく、歴史資料として利用できなくなった文書などを除き、特定歴史公文書を永久に保存しなければならないものとする。

(5) 特定歴史公文書の利用（第14条関係）

特定歴史公文書について利用請求があった場合には、個人の権利利益を害するおそれがある場合などを除き、これを利用させなければならないものとする。

(6) 費用負担（第22条関係）

写しの交付の方法により特定歴史公文書を利用する者は、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならないものとする。

(7) 利用の促進（第27条関係）

市長は、特定歴史公文書（第14条の規定により利用させることができるものに限る。）について、一般の利用に供するよう努めるものとする。

(8) 委員会の設置（第32条関係）

- ・ 公文書等の管理を適正かつ効率的に行うため、公文書等の管理に関して優れた識見を有する者5名以内で組織する宇都宮市公文書等管理委員会を置くものとする。
- ・ 委員会は、この条例の規程によりその権限に属させられた事項を処理するほか、市長の諮問に応じて公文書等の管理に関する重要事項について調査審議するものとする。

(9) 研修（第40条関係）

市長及び実施機関は、実施機関の職員に対し、公文書の管理を適正かつ効率的に行うために必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるために必要な研修を行うものとする。

3 施行期日

令和8年4月1日